

組合相談コーナー 持分譲渡の承諾と持分の権利義務について

組合員は持分を譲渡できるようになっていますが、どのような決定が必要でしょうか？
また、持分の権利義務とはどのようなことをいうのでしょうか？

[Q] 組合員は、その持分の譲渡について組合の承諾を得なければならないこととなっていますが、組合は、その承諾を総会で決定しなければならないのでしょうか。

[A] 持分譲渡の承諾は、業務の執行に属すると考えられますので、加入の承諾の場合と同様(定款参考例第9条第2項)理事会で決定すれば足りるものと解されます。「加入の例による」とは、加入の場合に準じて取り扱うということですから、譲受人は組合員たる資格を有する者であって、かつ、その持分を譲り受けると同時に組合に加入する意思を有していなければならないこととなります。

また、組合の側においては、その譲渡の承諾に当たっては、正当な理由がなければこれを拒否し、又は承諾に際して不当な困難な条件を付してはならないとされています。

[Q] 中協法第17条第3項の「持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を継承する」とありますが、この場合の権利義務の承継とは具体的にどのようなことをいうのでしょうか。

[A] 組合員の持分とは、組合員がその資格に基づいて組合に対し請求し支払いを受けるべき財産上の金額とこれを含めた組合員たる地位(組合員として有する権利義務)の二義があると解されています。

本条、第15条、第16条、第61条にいう持分は後者を意味し、第20条、第22条は前者を意味しています。

したがって、法律上の持分が、いずれの意義に用いられているかは、個別的に判定すべきです。

このような観点から本条における持分を組合員たる地位の譲渡と解する限り議決権、選挙権、出資義務、定款服従義務等、組合員として当然有する権利義務も承継されるとともに持分払戻請求権または出資払込義務も承継されます。

法律・定款の規定

【中協法の規定内容】

(加入)

第15条 組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を完了した時又は組合員の**持分**の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

第16条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になったものとみなす。

この場合は、相続人たる組合員は被相続人の**持分**について、死亡した組合員の権利義務を承継する。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもって選定された一人の相続人に限り、前条の規定を適用する。

(持分の譲渡)

第17条 組合員は、組合の承諾を得なければ、その**持分**を譲り渡すことができない。

2 組合員でないものが**持分**を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その**持分**について、譲渡人の権利義務を継承する。

4 組合員は**持分**を共有することができない。

(脱退者の持分の払戻)

第20条 組合員は、第18条又は前条第1項第1号から第4号までの規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その**持分**の全部又は一部の払戻を請求することができる。

2 前項の**持分**は、脱退した事業年度の終における組合財産によって定める。

3 前項の**持分**を計算するにあたり、組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込を請求することができる。

(払戻の停止)

第22条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、**持分**の払戻を停止することができる。

(組合の持分取得の禁止)

第61条 組合は、組合員の**持分**を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

【定款参考例の規定内容】

(加入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。